

第 24 回定例理事会決議・第 10 回臨時評議員会承認

平成 30 年度事業計画書

(平成 30 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日)

公益財団法人自然農法国際研究開発センター

I. 基本方針

現代社会においては、農業を支える科学技術によって利便性の向上がもたらされるなど、私たちはその利益を享受することができる。一方、その営みは生産物の大量廃棄や生産エネルギーの過剰消費など経済成長を優先するあまり、大気・水・土壌などを汚染し、薬剤耐性による新たな害虫の薬剤抵抗性の発達や病原菌の増殖をもたらすなど自然の恵みの源である生態系に対して大きな負荷を与える様々な歪みを生じさせている。その結果、新たな病虫害のパンデミックなどを引き起こし、健康・食の安全性が脅かされると共に、農業の持続的発展が危ぶまれるなど様々な問題が発生してきている。

本財団は、これらの問題に鑑み、地域の実情に応じて自然の生態系を活用した持続可能な生産技術体系である自然農法の研究開発とその国内外における普及を図り、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資することによって、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

今年度は、昨年度の各取り組みを更に発展させ、研究開発事業においては、より農家に役立つ研究課題の整理と目標達成、普及事業においては、国内外におけるより充実した普及情報の収集と発信、有機農業支援事業においては、国が進める有機農業支援事業を関係諸団体との連携を更に強化させながら発展させ、より一層の社会貢献を果たすものとする。

II. 事業内容

1. 自然農法の研究開発に関する事業（公益目的事業1）

1) 自然農法の研究開発事業

- (1) 雑草を制御する育土・土壌機能の解明および栽培に関する研究
- (2) 植物・土壌の特性解明および診断に関する研究
- (3) 耕地生態系における育土・栽培技術に関する研究
- (4) 自然農法栽培体系確立に向けたプロジェクト研究

2) 自然農法種子の品種育成事業

- (1) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究
- (2) 自然農法種子の生産と普及に関する研究

3) 研修事業

- (1) 自然農法後継者等の育成
- (2) 見学者の受け入れと講師派遣
- (3) 自然農法の情報発信と人材交流

4) 研究成果の公表

2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

1) 自然農法の実用化推進事業

- (1) 知多草木農場における自然農法水稻作実証
- (2) 知多草木農場における畑転換体系の構築
- (3) 知多草木農場における自然農法野菜作の実証
- (4) 自然農法における果樹栽培技術の構築
- (5) 農家圃場における実証調査

2) 自然農法の啓発普及事業

- (1) シンポジウム等の開催を通じた自然農法の広報
- (2) 自然農法の情報発信等による啓発事業
- (3) 講師派遣や自然農法普及員等による啓発普及

3) 海外における実用化の推進と啓発普及事業

- (1) 自然農法の試験・実証の展開と支援
- (2) 交流会・研修会の開催
- (3) 海外向け自然農法情報に関する公表・ウェブサイト等の拡充

3. 有機農業の分野における認定制度の運営及び交流、支援に関する事業

(公益目的事業3)

1) 有機 JAS 認定事業

- (1) 有機 JAS の登録認定機関としての検査・認証業務
- (2) 有機 JAS 講習会の開催と有機 JAS 認定事業者の育成
- (3) 認定業務の改善、充実
- (4) 検査・判定体制の充実
- (5) 認定事業に係わる関係機関への参画

2) 有機農業の分野における交流、支援事業

- (1) NPO 法人有機農業参入促進協議会への事務局支援
- (2) NPO 法人全国有機農業推進協議会への参画
- (3) IFOAM (国際有機農業運動連盟) への参加
- (4) その他有機農業推進関係団体との交流

4. 管理部門

1) 法人運営

- (1) 評議員会および理事会の開催
- (2) 監事による会計および業務監査
- (3) 行政庁への報告等
- (4) 予算および事業計画の作成
- (5) 決算および事業報告の作成
- (6) 常務役会の開催
- (7) ウェブサイトによる情報公開

2) 財産管理

- (1) 会計管理
- (2) 賛助会員の募集
- (3) 寄附金の募集
- (4) 施設・設備等の充実

3) 人事管理

- (1) 業務執行体制の充実
- (2) 非常勤役員・評議員の特別な任務の委嘱

4) その他目的達成のために必要な事業

Ⅲ. 事業内容の詳細

1. 自然農法の研究開発に関する事業（公益目的事業1）

基本方針

育土(土づくり)および耕地生態系の育成を基本とし、自然の物質循環を軸に、自然の機能を最大限に活かし、農業経営を改善する栽培体系を確立するとともに、自然農法に適した品種の育成、植物体の成分・品質や生理の面から健康な作物生産の実態を明らかにし、土壌環境の管理指標を策定し栽培の安定化に貢献する。自然農法栽培の体系化のためのプロジェクト研究を進め、外部との共同研究や受託研究を行う。

本センターが普及する育土および自然農法種子育成の実用化研究を推進し、有機農業の技術体系として基礎的研究と応用研究を効率的に進めて、効果的な研究の進捗を図り、有機農業の推進に資する実証研究を加速する。研究成果を現地実証や各種媒体を通じて広範に発信すると共に、普及事業と連携し、育土技術と自然農法種子を活用した各地域に適した農業経営を改善する栽培体系を策定し、自然農法実施農家の拡大に貢献し、併せて自然農法を担う後継者の育成を行う。

1) 自然農法の研究開発事業

人の健康を支える作物の特性とその生産方式を明らかにすることを目標として、安定的な耕地生態系を支える土壌特性を解明し、耕地生態系の安定に資する育土・栽培技術を策定し、植物・土壌の診断技術を確立する。併せて、総合的に体系化されたモデル実証を軸に自然農法の実用に資する研究を進める。

(1) 雑草を制御する育土・土壌機能の解明および栽培に関する研究（作物栽培チーム）

自然農法への転換期において課題となる雑草を制御する育土・栽培技術の実用化を柱とした水稲栽培技術の体系化を進める。

①有機水稲栽培への転換および新規参入者の早期安定生産の実現（継続課題 1514 育土プロ）

有機水稲栽培参入から3年で、地域慣行収量の8割以上、除草時間を5時間/10a以下とする有機安定生産を達成目標として、実証圃場を設置し検証する。

②有機転換期間の水田雑草対策とその経営的評価を行う（継続課題 1512）

自然農法への移行技術を確立するため、慣行栽培から有機栽培に転換移行する際の不安定要因を解明し、その対応策を実証する。

③自然農法水稲栽培展示圃場における雑草対策の有効性と栽培の課題（継続課題 1513）

研究成果を体系化した総合的な耕種管理によって、水稲初期生育を促進し、雑草を抑制することを目標とし、実証展示を行う。

(2) 植物・土壌の特性解明および診断に関する研究（植物土壌診断チーム）

①育土診断指標の作成および実用化（新規課題育土プロ）

全国の有機農業実施圃場の土壌化学性・物理性・生物性の測定値から育土指標値を策定し、有効な指標について経年的変化を追跡し、実証圃場を設定して、2022年までに育土診断指標の実用化を達成する。

②自然農法栽培作物の品質特性と生理特性に関する研究（継続課題 2521）

土壌の生産力を始めとする自然の力を引き出す処理方法と生物多様性を含む圃場環境の改善によって生じる遺伝子の活性化や植物生理調整と植物栄養代謝機能などの生理的改善効果の面から、健康な作物の生産方法を明らかにする。

③有機材料施用と野菜混作による病害低減のメカニズム解析に関する研究（新規課題）

これまでに畑の微生物（根圏微生物や、葉面微生物、内生菌など）の多様性とバランスによる病原菌抑制の可能性を検討してきたことを受け、有機材料（もみ殻燻炭など）の施用、野菜の混作による耐病性増強のメカニズムを遺伝子と共生微生物の側面から解明することを目的とし、耐病性に関するシグナル伝達遺伝子と病原菌抑制の要因の一つとなる根圏微生物・葉面微生物の特徴を分子生物学手法で明らかにする。

④自然農法栽培土壌の特性と農産物の品質の明確化に関する研究（継続課題 2523）

土壌や作物の分析・診断により、作物生産の基盤である「健康な土壌」と「自然農法作物の特徴」の姿を提示する。自然農法的に栽培管理された土壌および作物体の実用的な診断技術を開発する。

(3) 耕地生態系における育土・栽培技術に関する研究（生態系制御チーム）

輪作やイネ科作物を入れた二毛作を柱とした土壌管理により圃場生態系の管理を通じた野菜作の病虫害制御技術を開発する。キャベツおよびダイズ栽培について病虫害を軽減する自然農法の体系をマニュアル化し農家実証を行う。2022年までに堆肥を用いた効率的な育土管理技術を確立する。

①育土方法の確立とその環境改善速度の検証（新規課題育土プロ）

有機農家圃場等において、実態調査を行うとともに、各種育土方法（堆肥、緑肥、草生栽培）による環境改善速度を検証、実証する。

②望ましい耕地生態系を誘導し管理する育土・栽培技術の研究

輪作やイネ科作物を入れた二毛作を柱とした土壌管理体系により、圃場生態系のもつ病虫害抑止能力を評価することを通じた野菜作の病虫害管理技術を開発する。

- ・育土段階に応じた耕種管理技術の構築 土ボカシの作り方と特徴（継続課題 3000）
- ・緑肥マルチを活用した露地野菜栽培の実証展示（継続課題 3640）
- ・ナス連作圃場の展示（継続課題 3540）
- ・育土効果の高い作付け方法の構築－イネ科作物の前後作によるアブラナ科結球野菜栽培の展示実証（継続課題 3550）
- ・育土効果の高い作付方法の構築－緑肥マルチによるカボチャ-秋野菜栽培体系の構築（継続課題 3521）

③育土における土壌生物の役割の研究

育土効果の高い作付体系の構築（継続課題 3021～3023）

(4) 自然農法栽培体系確立に向けたプロジェクト研究（育土プロジェクト）

自然農法の基本的な技術枠組みとして従来から研究課題として設定してきた育土技術が、自然農法による農家の経営を容易に成立させることを目的とする。そのため、育土そのものの明確な定義を普及情報として確定し、育土に要する期間を短縮することを目標とする。今年度より以下を主要課題として連携したプロジェクト研究を進める。

①育土診断指標の実用化（植物土壌診断チーム）

②育土法と環境改善速度の検証（生態系制御チーム）

③有機水稻栽培転換安定生産（作物栽培チーム）

自然農法・有機農業実施圃場における、栽培の容易さや生産力を反映する育土診断指標を策定し、これを用いて育土状態の実態把握を行い診断指標の実用化を図る。さらに、複数の育土管理モデルを策定し、栽培環境の改善を数値として表現できる育土速度の評価法の開発に取り組む。

2) 自然農法種子の品種育成事業

自然農法や有機農業に適した品種の育成と育成種子の頒布や技術情報の配信を通じて、自然農法や有機農業の普及拡大に貢献する。そのため、種子の調整や圃場管理のための機械および種子頒布管理ソフトの整備、頒布の改善を進め、品種育成を継続し、育成品種の種子生産や頒布についても効率化と安定化を図る。

(1) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究

自然農法に適する採種生産可能な品種の育成および生態系機能を有効に利活用する、低投入栽培向け育種素材の収集を図る。

①キュウリ褐斑病耐病性品種「自農 C-20」（今年度完了予定）

②ワタアブラムシ抵抗性およびうどんこ病耐病性を有し無農薬栽培可能なトンネル栽培メロン「自農 M-4」（今年度完了予定）

③自然農法向き良食味マクワウリ固定種（今年度完了予定）

④ピーマン中形系統「KH」（今年度完了予定）

⑤少肥条件で栽培可能な小カブ「SMK」系統（今年度完了予定）

⑥露地栽培向きミニトマトの系統（固定種）の育成（2023年度完了予定）

⑦固定種「甘とうがらし」で黒あざ果の発生が少ない系統の育成（2022年度完了予定）

⑧夏まき秋冬どり栽培に適するキャベツ品種の育成（2023年度完了予定）

⑨少肥条件でも栽培可能な秋播き普通栽培用タマネギ品種の育成（2019年度完了予定）

⑩ダイコン種子生産の安定化 「ふじ宮重」の暖地・湿田地域における採種栽培技術の確立（今年度完了予定）

(2) 自然農法種子の生産と普及に関する研究

①自然農法種子の生産と採種農家の育成

自然農法育成品種の安定的な種子生産体系の見直し、および採種農家の拡大と育成を進める。

採種生産方法の経営的評価を行い、採種生産技術の体系を見直す。専任の担当を配置し委託採種農家の増加・育成に力を入れ、十分な生産量を確保する。品種検定を行う要員の育成プログラムの構築に着手する。

特に、キュウリ、ダイコン、トマト、カボチャについては、適正な生産原価および生産方法（種子生産行程管理表）を策定する。

②自然農法種子の普及

自家採種できる実施者拡大のために種子カタログやパンフレットを有機農業関係機関に配布し、頒布協力事業者による頒布やウェブサイトでの種子頒布決済システム（ECサイト）を構築し、ユーザーの増加を図る。

スキルアップカリキュラムの作成に着手し、自然農法種子に関する情報を整理し、

自家採種技術の情報発信を通して5年以内に5千人以上のユーザー（家庭菜園3,500軒、農家1,500軒）に自然農法種子の普及を図る。

3) 研修事業

自然農法を実施又は志向する国内外の人材を、本科研修生、短期研修生、海外研修生および見学者等として受け入れ、自然農法に関する基本的な知識や栽培技術の講習および実技実習等の研修を行う。

(1) 自然農法後継者等の育成

国内外において自然農法研修を希望する就農予定者や農業に関係する職を目指す者に対し、基本的な栽培技術や考え方を学ぶ機会を提供し、実技研修を行う。

研修補助員制度の導入を検討する。研修修了後に自然農法実施者として就農できるように他部署の協力も得てサポートする。また、国内外の自然農法・有機農業を推進する機関等の要望に応じ、受託研修を実施する。

海外研修生の受け入れを通して、海外への自然農法普及に資する。

(2) 見学者の受け入れと講師派遣

見学希望者の受け入れに関する事務並びに受け入れを行う。また、講師派遣依頼があった場合の対応を行う。

(3) 自然農法の情報発信と人材交流

研修修了生の実施状況並びに問題点、課題を収集する。研修修了生の集い（OB会）の開催などの業務を普及部に移管する制度設計をし、連携して実現する。

地域住民との交流を図り、自然農法を公開し、情報発信と啓発に努め、自然農法の理解者を増やす。

4) 研究成果の公表

関係学会あるいは共催する講演会等で、講演発表や論文投稿を通じ成果を公表する。また機関誌「自然農法」や技術交流会資料集、ウェブサイトなどを通して研究成果を公表し、一般向けにわかりやすい成果情報を発信する。

①報道機関向けの研究成果情報の発信

②一般向けの理解しやすい研究成果の発信

③ウェブサイトでの学会発表、雑誌投稿実績の一覧の公開

2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

基本方針

知多草木農場を中心とした国内20箇所程度の実証展示圃場を展開し、自然農法の地域性や土壌条件に応じた技術体系についての理解を深め、当センターの研究成果情報や既存の有機農業技術情報などを整理して発信し、有機農業の安定的な経営状態を維持できる実用的技術の普及・広報に努める。

また、中国での有機農業を牽引する研究機関や公司集団との連携による自然農法の技術

情報や農文化情報の共有を進め、タイ国の自然農法実証圃場を中心とした東南アジア（熱帯域）での自然農法の展開と普及に貢献し、海外に向けて広く情報発信を行う。

1) 自然農法の実用化推進事業

知多草木農場の普及拠点化を推進し、農場の生産性向上と展示効果を高める。栽培体系の検証と確定を行う。特に、自然農法における栽培技術（育土・育種・栽培・品質）の詳細な改良について、風土に適した水稲作実証、畑転換体系の構築、自然農法野菜作の実証および果樹栽培技術の構築の4課題について逐次改善検証を行う。また、農家圃場における実証調査は育土プロジェクト研究とともに実態調査を進める。

(1) 知多草木農場における自然農法水稲作実証

透排水性が不良で、登熟期の根の活性低下を要因とする登熟不良水田を対象に、水稲連作時の耕起、代かき法を探索し、適正代かき除草により栽培時期の除草作業強度を低下する雑草制御法を策定する。作付け時期分散による労力の平準化を前提とした作型と適正品種の最適な組み合わせを策定し、知多草木農場の自然農法モデルを構築する。

①圃場排水性改善による雑草制御法の策定

早期、早植え、普通期および遅植えの4作期において、排水不良による土壌還元化や雑草発生量の増加、水稲の秋落ちを改善することを目的として、圃場ごとに排水性の程度に応じた耕起、代かき法などの組み合わせを検討する。

②水稲非作付け期間における地力増進を図った土壌管理技術の検討

最適な稲わら分解と地力維持のバランスを図ることを目的に水稲非作付け期間の耕耘のタイミングと頻度を軸に検討する。また、緑肥裏作における緑肥草種を比較し、当該地に適合した栽培体系を検討する。

(2) 知多草木農場における畑転換体系の構築

水田に適した粘土質土壌において、野菜作や畑作では透排水性の改善と孔隙量を増加する保水性の改善が課題である。降水による土壌水分の変化に合わせた畝立て、明渠、暗渠等の対応策を検討し適正作物の試作選抜を進め、堆肥等の有機物を活用した耕耘体系を策定する。

①暖地・湿田地域における自然農法畑作の省力栽培体系の確立

水稲栽培後に緑肥を活用することで地力を高める2年4毛作体系を検討する。

②サトイモの水田栽培を取り入れた田畑転換体系の確立と普及

サトイモ湛水栽培において課題となっている有機物施用方法について、高畝＋マルチ被覆栽培に有機物の表層施用を検討する。

(3) 知多草木農場における自然農法野菜作の実証

粘質な黄色土壌での野菜生産の安定化を目指して、経営的に有望な作物種を選定し、展示作型を策定し実証する。実証作の栽培技術を整理し情報を公開する。

①多品目・周年栽培の省力生産体系の構築

粘質土壌の保水性・排水性を改善する育土技術の策定、野菜生産における長期育土比較試験および結球葉菜多毛作体系の構築を通して、多品目・周年栽培の省力生産体系を構築する。

②夏秋果菜類生産の安定生産技術の策定

自然農法品種のナス、キュウリおよびメロンの栽培展示を行いながら、栽培体系の確立を検討する。

③暖地・湿田地域における種子生産の安定化

ダイコン採種栽培では、圃場条件と前作が大きく結果に影響するため、キュウリ栽培後にイネ科緑肥を栽培して、ダイコン採種に適した土壌改良法を検討する。

(4) 自然農法における果樹栽培技術の構築

有機農業や自然農法に向く果樹と考えられるキウイ、レモンの栽培を開始する。柑橘では隔年結実交互剪定を、法面の茶栽培とともに継続して検討する。

(5) 農家圃場における実証調査

研究部とともに水稻栽培では銀メッキ板等を活用した育土の見える化を推進し、野菜栽培では畑の育土の診断技術の確立のために実態調査を行いながら、自然農法実証圃場の設置と地域に適応した自然農法技術の普及を進める。

2) 自然農法の啓発普及事業

有機農業や自然農法の生産技術のみならず、各地域の自然生態系を利用した自然農法が持つ理念や環境保全などの社会的役割について、農家をはじめ家庭菜園者、消費者に広く知らしめ、実践や交流を支援するために地域の協力者とともに自然農法の啓発普及を行う。

(1) シンポジウム等の開催を通じた自然農法の広報

交流会等の実証調査を中心に実需者の需要等を把握し、現地の協力者を農家または現地普及関係機関にもとめ、共催や後援を通して、共同開催または講師、技術情報等の執筆者を拡大する。そうした活動の上で、オンデマンドな地域対応の情報交流や発信を行う。

①シンポジウム等による自然農法の啓発普及

他分野の有識者とのネットワーク構築を図るとともに、他団体・ネットワークや学会等との行事開催やブース出展を通して、自然農法の啓発普及を行うほか、知多草木農場を会場とした消費者向けの体験学習会（年6回程度）を通して普及を行う。

②実証圃場を通じた技術交流会等による技術普及

全国の実証圃場約8会場で、当該地域の生産者など総計200名を対象に自然農法技術の講習会（技術交流会）や、自然農法指導員・普及員・実証圃場農家を中心とした全国交流会（年1回）、自然農法水稻栽培を本格的に学びたい人向けの特別実践講座（年2回）を開催し、技術の向上と自然農法栽培に対する周知を図る。

技術交流会	7月	愛媛会場、滋賀会場、宮城会場
	8月	広島会場、北陸会場、静岡会場、熊本会場
	9月	栃木会場
全国交流会	2月	
特別実践講座	7月、10月	

(2) 自然農法の情報発信等による啓発事業

インターネットや印刷物を通して情報を発信する。ブログなどの継続的な情報発信を行い、閲覧数や閲覧傾向などを分析・掌握して、情報発信力の拡大に努める。また、普及効果を検証するために自然農法実施状況等を掌握する。

①自然農法情報に関する公表・ウェブサイト等の拡充

圃場だよりを中心にウェブサイトの充実を図る。自然農法誌や資料集など過去の情報や当センターで認定された事業者が扱う農産物等の掲載を検討する。

②機関誌「自然農法」誌の発行と頒布

自然農法 78号(4月)・79号(10月)を発行し、賛助会員、農水省各農政局、各都道府県農政関係部署、各農学系大学などに配布するほか、当センターが主催する各種行事などを通じ啓発普及資料として活用し賛助会員の拡大を図る。

③資料集等の発行と頒布

平成30年度技術交流会資料集の作成・発行により自然農法の周知を図ると共に手引きの改定をすすめる研究成果や情報の整理を行う。

(3) 講師派遣や自然農法普及員等による啓発普及

講師派遣要請に可能な限り応えて自然農法の啓発普及につながる講演会開催に協力する。あわせて当センターの活動を周知し、普及に貢献する支援者や協力者の増員に努める。

①講師派遣を通じた自然農法の啓発普及

講習会資料の配付や他団体への講師派遣を通じ、継続的な自然農法の啓発普及を図る。

②自然農法普及員等による啓発普及

自然農法に関する情報の普及に努め、自然農法普及員等の増員や普及能力の充実を図る資格制度の運用改善を行う。

3) 海外における実用化の推進と啓発普及事業

政府組織や NGO、研究機関等との普及連携と関係構築を進め、有機農業・自然農法推進の情報の共有を図る。

(1) 自然農法の試験・実証の展開と支援

下記協力機関や支援機関とともに自然農法の試験、現地実証の展開および支援を行うため、現地訪問や招聘により交流を進める。客員研究員、研修生等、来日者との連絡を密にし、海外における自然農法普及員の増員を図る。

協力機関	タイ	サラブリ農場、EM 研究機構
	中国	山東省農業科学院植物保護研究所、同落花生研究所、吉林省農業科学院、北京市農林科学院質量分析所、河海大学、山東博華高効生態農業科技有限公司等
支援機関	ミャンマー	MADA、ブータン農林省

(2) 交流会・研修会等の開催

海外行事の開催を通して、海外の普及協力者との交流を促進する。

自然農法国際フォーラム(2018年8月:中国)、APNAN会議2018(2018年11月:タイ国)、自然農法国際研修会(2019年3月:タイ国)、タイ国自然農法研修会(2019

年3月)を開催し自然農法の理解を深める。

(3) 海外向け自然農法情報に関する公表・ウェブサイト等の拡充

英語情報誌 APNAN ニュース 29号(2018年8月)、30号(2019年3月)を編集発行し、ウェブサイト等を通して情報発信に努める。

3. 有機農業の分野における認定制度の運営及び交流、支援に関する事業 (公益目的事業3)

基本方針

わが国の「有機農業の推進に関する法律」の基本方針は、有機農業に関する技術の開発・普及、研修教育の充実、消費者の理解と関心の増進等、農業者が有機農業に取り組むに当たっての条件整備を行うこととしている。自然農法の取り組みは歴史的には有機農業よりも古く、有機農業とは多くの共通性があり今日まで連携を図りながら共に進歩発展してきた。本事業では、有機農業の分野において、有機 JAS 認定を希望する有機農業者の検査認定を通じての流通支援や民間の有機農業推進団体との交流や支援を行うことにより、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資するとともに、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

1) 有機 JAS 認定事業

有機 JAS 認定を希望する有機農業者の検査認定を通じての流通支援を行う。認定業務の簡素化および効率化を図るとともに、検査員・判定員体制の充実、事務局体制の見直し等を通して収支改善に努める。

(1) 有機 JAS の登録認定機関としての検査・認証業務

- ①年次調査 255 事業者
- ②新規認定 15 事業者
- ③臨時調査 適宜

(2) 有機 JAS 講習会の開催と有機 JAS 認定事業者の育成

①定期・地方講習会

有機農産物 熱海(5月、9月、1月)、東京(11月)、京都(12月)

有機加工食品 熱海(6月、11月、2月)、東京(7月)、京都(9月)

※上記以外にニーズを考慮して地方で適宜開催する(4~5箇所程度)。

②派遣型講習会 認定事業者および申請を予定する事業者からの要請に伴い適宜開催

③認定事業者向けのフォローアップ研修会(2、3月)、約20か所

④講習会カリキュラムの見直しおよび講習会受講料改定案の策定

(3) 認定業務の改善、充実

- ①公平性委員会(有機 JAS 登録認定機関協議会共同開催、5月)
- ②登録認定機関連絡会合への参加(5月)
- ③内部監査の実施(6月)
- ④認定業務研修の開催(7月、東京、京都)

- ⑤認定業務改善会議の実施(1月)
- ⑥認定手数料改定案の策定

(4) 検査・判定体制の充実

検査員の育成・増員 委託検査員 2名

(5) 認定事業に係わる関係機関への参画

- ①有機 JAS 登録認定機関協議会への参画
- ②有機 JAS 資材評価協議会への参画 (理事、事務局、検査員)
- ③農林水産省他、認定事業に係わる関係機関への参画 (委託事業等)

2)有機農業の分野における交流、支援事業

有機農業の分野における推進関係団体との交流や支援を行う。

(1) NPO 法人有機農業参入促進協議会への事務局支援

①有機農業への新規及び転換参入の促進に関すること

ア 有機農業の参入希望者を対象とする相談窓口の開設

全国相談窓口と各地の登録相談窓口の連携をもとに、相談情報の共有を図る。公的機関の窓口登録をすすめ、登録相談窓口の増加を図る。

また、都道府県および登録相談窓口へのアンケート調査を実施し、相談活動状況の把握に努める。

イ 有機農業の研修受入先情報の整備

研修受入先情報の収集を継続するとともに、実施農家の研修内容を把握し、研修先として必要な情報を整理し、研修受入先の増加に努める。また、都道府県に国の農業次世代人材投資事業(準備型)(旧青年就農給付金)の受給可能な有機農業での研修受入先について検討できる情報を提供する。

ウ 有機農業経営指標情報の提供

- ・有機農業経営指標の収集・整理を継続し、ポータルサイト上に公開する。
- ・有機農業への参入希望者に必要な情報提供等を行うポータルサイトを運用する。
- ・掲載情報を更新し、有機農業への参入事例を追加する。

②有機農業技術の体系化に関すること

ア 有機農業への参入を促進するための講習会・講座

- ・8月以降に第19回公開セミナー(候補:兵庫県丹波市)を行う。
- ・10月、有機農業研究者会議2018(茨城県つくば市)の事務局を担い、中央農業総合研究センター、日本有機農業学会との共催で開催する。
- ・11月、有機農業実践講座~秋冬野菜の有機栽培(山梨県北杜市)を2泊3日で開催する。
- ・2019年2月、有機農業実践講座~堆肥づくり・土づくり(関東)を2泊3日で開催する。

イ 有機農業の技術情報の整理

過去に開催した公開セミナー、実践講座およびガイドブック「有機農業をはじめよう!シリーズ」の掲載内容を整理し、キーワードを追加して、作物別、テーマ別に検索できるようにポータルサイト上に公開する。

ウ 有機農業志向者のための入門書の作成

有機農業志向者のための入門解説書『有機農業をはじめよう！研修から営農開始まで』（有機農業参入促進協議会監修、涌井義郎・吉野隆子・藤田正雄・大江正章著）を作成し、コモンズより出版する。

エ 関連団体主催の講習会などに共催、後援するイベント

実施状況を把握後、検討する。

③有機農業の生産・流通・消費に関する調査研究

国の事業と併せて、調査を検討する。

④国、県や市町村等からの補助事業等の受託

「オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業（新規参入・定着等促進支援事業）」への応募または実施主体との協力を行う。

⑤その他必要な事項

(2) NPO 法人全国有機農業推進協議会への参画

(3) IFOAM（国際有機農業運動連盟）への参加

(4) その他有機農業推進関係団体との交流

4. 管理部門

1) 法人運営

評議員会・理事会・常務役会の開催、予算書・決算書・事業計画書・事業報告書の作成と行政庁への報告を的確に行い、所管の法令に則った円滑な法人運営に努める。

(1) 評議員会および理事会の開催

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）および定款に則り、評議員会を年2回以上、理事会を年4回以上開催し、法人法および定款、または各規程類で規定している事項を諮り、または報告するなどして、適正な法人運営に努める。

(2) 監事による会計および業務監査

法人法、定款および監事監査規程に則り、または監事の要請に基づき、会計および業務監査会議を適宜実施し、対応する。

(3) 行政庁への報告等

定款で規定している行政庁への報告等の事項について、規定の期日までに定められた方法により、提出または届出、申請等を行う。

(4) 予算および事業計画の作成

次年度予算書類および事業計画書を作成し、理事会決議および評議員会による承認を経て、期日までに行政庁へ報告する。また、作成した予算および事業計画に基づいた法人運営がなされているかを管理監督する。

(5) 決算および事業報告の作成

前年度決算書および事業報告等を作成し、理事会決議および評議員会による承認（事業報告は報告）を経て、期日までに行政庁へ報告する。

(6) 常務役会の開催

各事業の円滑な遂行を図るため、年10回程度開催する。その内2回程度は、課長以上の職員も参加しての常務役会拡大会合を開催し、部署間連携の推進を図り、情報の共有化を進め、各事業の充実と更なる発展に努める。

(7) ウェブサイトによる情報公開

利用者の見やすさ、使いやすさに重点をおいて、有益で明瞭な情報の発信に努める。

2) 財産管理

会計処理を的確に実施し、適正な財産管理と運用に努める。また財政基盤の充実のため、賛助会員の増加に努め寄附金の募集を行う。

(1) 会計管理

公益法人会計基準に則った会計処理を行い、予算に基づいた預金および現金による取引を的確に実施する。また、預金および現金を規定の方法により厳重に管理するとともに、その記録となる会計帳簿類についても所定の期間定められた方法により適切に保管する。

(2) 賛助会員の募集

賛助会員募集チラシを総合版と一般消費者向けの2種類発行し、各種イベントやメディア（媒体）での広報を行い、新規の賛助会員増加に努める。

会員の会費使途が明確に伝わる内容にまとめた「賛助会員だより」を年1回程度発行して、会員に対して感謝の意を伝えるとともに活動報告を行い、会員の入会継続意欲の向上への一助とする。

また、現在の寄附制度の中でも可能な会員へのサービスとして、自然農法種子のサンプル提供、種子購入の際の割引制度等を検討していく。賛助会費の入金方法（ウェブ決済や自動引落）の検討も行う。

(3) 寄附金の募集

寄附金の募集チラシを利用し、行事等での広報に努め、広く募集を行う。また、特定寄附金の設置についても検討を行う。

(4) 施設・設備等の充実

公益目的事業および法人管理業務の円滑な遂行のため、必要な施設および設備、または什器備品類の充実を図る。

3) 人事管理

職員等が健康で意欲的に業務に邁進できるための環境整備を行うとともに、その資質向上に向けた研修の機会を適宜設ける。

(1) 業務執行体制の充実

① 労務管理

職員等の衛生管理に努め、職員等が健康的で意欲的に業務に従事できるための業務遂行体制の整備および充実を図る。

② 職員採用

円滑で継続的な事業遂行のため、職員等の補充を適宜行う。必要に応じて職員募集を行い、採用試験を実施し、適正な部署に配置する。

③ 職員研修

職員の資質向上を図るため、職員研修会または職員会合等を適宜開催する。

(2) 非常勤役員・評議員の特別な任務の委嘱

研修生を含む職員等への講義や各種行事における講演等、必要に応じて、非常勤役員および評議員に対し、当該非常勤役員・評議員の有する専門的知見を活かした特別な任務を委嘱する。

4) その他目的達成のために必要な事業

以上